

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項および第7項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年2月9日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

1 定期監査

対象部局 環境部，港湾空港部，消防本部，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局

2 随時監査（工事監査）

対象工事 南茅部中学校校舎新築主体その他工事

3 財政援助団体等監査

対象部局 函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ

監 査 報 告 書

令和 5 年 (2023 年) 2 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	2
	< 定期監査 >	
	・ 環境部	3
	・ 港湾空港部	5
	・ 消防本部	7
	・ 教育委員会事務局	9
	・ 選挙管理委員会事務局	12
	< 随時監査（工事監査） >	
	・ 南茅部中学校校舎新築主体その他工事	14
	< 財政援助団体等監査 >	
	・ 公の施設の指定管理者監査 函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ	16

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
環境部	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで	令和4年9月2日から 令和5年1月25日まで
港湾空港部	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで	令和4年9月2日から 令和5年1月25日まで
消防本部	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで	令和4年9月2日から 令和5年1月25日まで
教育委員会事務局	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで	令和4年9月2日から 令和5年1月25日まで
選挙管理委員会事務局	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで	令和4年9月2日から 令和5年1月25日まで

2 随時監査（工事監査）

対象工事	監査の実施期間
南茅部中学校校舎新築主体その他工事	令和4年10月5日から 令和4年12月26日まで

- ※ 工事・契約担当部局：都市建設部
予算主管部局：教育委員会事務局生涯学習部

3 財政援助団体等監査

(1) 公の施設の指定管理者監査（函館市民会館，函館アリーナ）

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
函館市文化スポーツ振興財団・ コナミスポーツグループ	令和3年度	令和4年9月2日から 令和5年1月25日まで

- ※ 施設所管部局：教育委員会事務局生涯学習部

Ⅱ 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、函館市監査基準第21条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

環境部

(2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（手数料徴収事務所要経費（うちごみ処理手数料に係る委託料））

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，概ね適正に執行されていた。

令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

港湾空港部

(2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（上屋使用料）

- ア 調定額の算定は適正か。また，計算誤りはないか。
- イ 調定，減免，納入通知等の手続は適正か。
- ウ 滞納状況の把握，記録および督促手続等は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 収入事務（上屋使用料）

函館市港湾施設管理条例（平成12年条例第38号）第4条において，「港湾施設は，当該港湾施設の目的（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に区分された港湾施設の目的をいう。）に従い，使用をすることができる。」と規定され，港湾法第2条第5項第6号において，上屋は「荷さばき施設」と定義されており，荷揚げした貨物，船に積込む貨物の荷さばきや一時保管を目的とする施設であるが，西ふ頭においては，設置目的とは異なる使用許可をしているものがあつた。

港湾施設の使用許可に係る事務に当たっては，法令等の規定に基づき適正な執行を図られたい。

令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

消防本部

(2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

教育委員会事務局

(2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（通学バス等関係経費のうち通学バス・通学タクシーに係る契約）

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ウ 履行の確認は適切に行われているか。

(5) 教育施設実地監査（予算の執行，現金取扱事務および庶務的事務）

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- エ 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- オ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- カ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。
- キ 職員の服務に係る手続は適正か。
- ク 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

- ア 教育施設実地監査（予算の執行，現金取扱事務および庶務的事務）

理科薬品の管理について，令和2年度定期監査の指摘を受け，主管課においては，各学校長あてに北海道教育委員会が策定した「理科薬品等の取扱いに関する手引」に従って適正に管理を行う

よう通知していたが、各学校においては、受払・点検記録簿は備えられているものの、規定の点検を行っていない学校が多く見られたほか、一部の学校においては、薬品の購入・使用の都度記録をしていない、薬品庫での保管をしていないなど手引に定める取扱いが遵守されていなかった。

学校で扱う理科薬品のなかには、劇物などの危険な薬品も含まれていることから、厳重な管理が求められるものであり、また、薬品の管理が徹底されていない場合、盗難や不正流出、火災等の重大事故につながり、児童生徒の安全を脅かすおそれがあることから、各学校においては、手引にのっとり記録、保管、点検などを行い、また、教育委員会事務局においては、受払・点検記録簿の記録方法や様式に関する統一的な事務処理の基準を定めるとともに定期的な現地調査の実施を検討するなど、手引に従い適正な管理を図られたい。

令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

選挙管理委員会事務局

(2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

選挙費で予算執行している選挙器材運搬作業において、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の2に規定する額を超えない少額の場合は、随意契約によることができるとされているところ、合理的な理由がなく分割発注し、同条に規定する額を超えない額による随意契約としていた。

また、随意契約により契約を締結しようとするときは、同規則第30条の4第1項および第30条の5第1項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、2者以上から見積書を徴するとされているところ、積算書を作成していないことから予定価格を定めておらず、見積書も徴しないまま特命随意契約としており、適正な業者選定手続が執られていなかった。

随意契約は、一般競争入札の原則に対し、例外的に認められる契約であり、契約の適正性、公平性の面から厳格に行うべきであることから、選挙の種類や期日により、限られた期間内で選挙事務を執行することも踏まえ、入札または随意契約のいずれの契約手法を選択することが適切か整理し、規則等にのっとり適正な契約事務の執行を図られたい。

令和4年度（2022年度）随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 南茅部中学校校舎新築主体その他工事
- (2) 工事担当部局 都市建設部
- (3) 予算主管部局 教育委員会事務局生涯学習部
- (4) 契約担当部局 都市建設部

2 監査の期間

令和4年（2022年）10月5日から令和4年12月26日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現場調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、令和4年10月5日・6日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 仕様書、図面および設計内訳書の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

- ア 歩掛および単価は適正か。
- イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

- ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 契約書どおり履行されているか。

(4) 施工

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 工程管理および品質管理は適切に行われているか。

4 工事の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工事場所 | 函館市川汲町1657番の内, 安浦町366番, 366番1の内 |
| (2) 敷地面積 | 15,601.34 m ² |
| (3) 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造 地上2階建 |
| (4) 建築面積 | 1,092.63 m ² |
| (5) 延べ床面積 | 2,038.74 m ² |
| (6) 工事内容 | 本体工事 1式
解体その他工事 1式
移植, 伐採, 伐根, 剪定工事 1式
附帯外構工事 1式
昇降機設備工事 1式 |
| (7) 請負金額 (税込) | 584,650,000円 |
| (8) 請負者 | 松本組・平林組・小野建設・ダイイチ澤田建設南茅部中学校校舎新築主体その他工事共同企業体 |
| (9) 工期 | 令和3年(2021年)9月14日から令和5年(2023年)1月11日まで |

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

令和4年度（2022年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ

(2) 所管部局

教育委員会事務局

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市民会館，函館アリーナ

(2) 対象事務

令和3年度（2021年度）における函館市民会館，函館アリーナの管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和4年（2022年）9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては，上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか，財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて，抽出により，諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに，関係職員から説明を聴取し，現地調査を実施するなど，函館市監査基準に基づき行った。

なお，監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め，調査し，または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 利用料金の設定等は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また，他の事業との会計区分は明確になっているか。

エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。

オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。